

電子契約サービスによる契約事務取扱要領

令和4年5月27日

理事長 裁定

一般財団法人青葉工学振興会(以下「本財団」と言う)において委託研究契約等を締結する場合に、契約締結から契約書管理まで電子契約サービスによる方法を利用するときは、下記の通り取り扱うものとする。

記

第1条 本財団が電子契約サービスによる方法を利用して契約締結を行う場合は、代表又は担当者のメールアドレスを登録する。

2 電子契約サービスによる契約締結方法は、メールの受信・送信で行う。

第2条 契約相手方と行うメールの受信・送信に係る電子契約関係書類について、総務係員が本財団のコンピュータ端末で対応・処理する。

第3条 理事長は、電子契約サービスによる事務の権限を事務局長・理事に委任する。

第4条 総務係員は、権限者である事務局長・理事に契約相手方から受信したメールを転送し、契約内容の説明を行い、承認を得た上で、使者として、電子契約締結に係る事務を行う。

2 事務局長・理事は、都度、前条の内容を理事長に報告する。

第5条 電子契約サービスによる利用は、可能な限り、無料に対応できる範囲内で行う。

第6条 理事長は、契約事務に関し必要な取り扱いがある場合は、適宜、定める。

附 則 この要領は、令和4年5月27日から施行する。